

本日ここに、平成22年松本市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭、本市職員による公金横領事件について、ご報告を申し上げます。

このたび市職員による公金横領事件が生じたわけですが、概要等については、既にマスコミ報道等により、ご承知かと存じますが、若干この場をお借りして申し上げます。

平成21年度、財政部納税課に在籍しておりました職員が、平成21年7月17日から平成22年3月31日までの間に、滞納整理として集金いたしました固定資産税などの市税を収納せず、当人の弁によりますと、自身の借財等への返済金に流用したとのことでございます。

本年4月の定期人事異動により、同職員が異動となり、後任者が市税徴収のため訪問した際、不正な事務取扱が発覚したもので、早急に事実確認のための調査を開始するとともに、本人からの事情聴取を重ねた結果、市税滞納者2人から分割納付で集金いたしました総額147万円の公金を横領したことが判明し、本人もこの事実を認めたところでございます。

そこで、早速、倫理委員会を開催し、当該職員を始め関係職員の処分について審査を行った結果、5月13日付けで当該職員を懲戒免職処分に、併せて、管理監督責任として、当時の直属の上司3人を減給処分に、その他関係職員4人を嚴重注意措置などいたしました。

また、処分後直ちに、臨時庁議を招集し、公務員としての倫理意識に立ち返り、公務に全力を尽くすよう、指示するとともに、特に管理職員へは、再発防止に向けた厳正な指導監督を行うよう、指示したところであります。

今回の公金横領事件は、公務員に対する信用を著しく失墜させたばかりでなく、市民の皆様のご信頼を裏切るものであり、職員を管理監督すべき立場から、議会を始め市民の皆様へ、心から深くお詫び申し上げる次第でございます。

誠に申し訳ございません。

今回の事件は、当該職員の資質はもとより、公金に対する意識の希薄さ、内部規律のゆるみ、危機管理意識の欠如等が招いたものであり、これを契機に、改めて職員一人ひとりがこの憂慮すべき実態を真摯に受けとめ、反省の上に立って、このような事件が二度と起きないように、集金事務処理のチェック体制を強化するなど公金の管理体制の改善を図り、全庁挙げて、職員の意識改革並びに事務改善に努めてまいり所存でございます。

市民の皆様のご厳しいご批判を真摯に受け止め、全職員が、高い倫理観を養い、市民の皆様のご信頼回復に向けて、全力を挙げて努めてまいり決意でございます。

さて、今臨時会は、去る3月31日に波田町との合併に伴い新松本市がスタートして以来、初めての議会であり、また、松本市議会議員の増員選挙において、当選された3人の新議員の皆様をお迎えしての初議会でもございます。

このたびの市議会議員の増員選挙において、見事当選されました新議員の皆様に対し、改めて心からお祝いを申し上げますとともに、市民の代表として、新松本市の発展のため、

議会制民主主義のもと、その手腕をいかんなく発揮されますよう、大いにご期待を申しあげるところでございます。

それでは、議案の提案説明に先立ちまして、本市が抱えております懸案事項等について、この際若干申しあげたいと存じます。

まず、信州まつもと空港就航路線に関連して申しあげます。

既に、皆様ご承知のとおり、この5月末日をもちまして、長年にわたり信州の、そして松本の空のネットワークを担い、信州の経済、産業の発展、そして地域の活性化に多大な貢献を果たしてまいりました、日本航空 J A L が、いよいよその定期就航路線から撤退をすることとなりました。

長年にわたる J A L のご功績に対し、この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申しあげるとともに、厳しい経営状況を一日も早く乗りきり、再び信州松本の空にその翼が羽ばたくことを、祈念申しあげたいと存じます。

さて、来る6月1日からは、J A L に代わり、㈱フジドリームエアラインズ F D A が、エンブラエル機により、札幌線、福岡線を毎日運航することとなります。

これまで途絶えておりました、ジェット機による毎日運行は、まさに私どもが念願としていたところであり、F D A の路線就航に向け、ご尽力を賜りました長野県を始め松本市議会、地元経済団体等多くの関係の皆様へ感謝を申しあげますとともに、信州まつもと空港への路線就航を決断いただきました F D A の鈴木与平社長様を始め F D A に対し、心から感謝申しあげる次第でございます。

鈴木与平社長様には、去る4月3日開催されました、松本青年会議所主催の講演会に講師としてお出でいただき、市議会議員の皆さんを始め、500名余の市民の皆さんに向けて、まつもと空港への就航を決断した思いや、松本を第2のふるさとと思い、今後、地域に根ざした運航を着実に進めていきたいと、その熱き想いを語られ、多くの皆さんに夢と、感動を与えていただきました。

また、去る5月1日には、「松本山雅キックオフ アンド F D A テイクオフ」と題しまして、松本山雅・F D A 応援シンポジウムを開催いたしました。

そのなかで、講演をいただきました財団法人日本経済研究所の傍士専務理事を始め、F D A、松本山雅等のパネリストの皆さんから、地域スポーツを通じたまちづくり、空港利用による地域活性化について様々な提案をいただきました。

そのなかで、特にサッカーと空港という、ともすればこれまであまり関係がないと思われるもの同士が、連携を深めあうことで、それぞれの魅力が増すばかりでなく、新たな環境の創出につながるのではないかとお話をいただきましたので、今後の新たな取り組みの参考にしていきたいと考えております。

さらに、去る5月8日には、鈴木社長自らお出でいただき、3度目の F D A エンブラエル機によるデモフライトが行われるとともに、5月6日から本日までの間、富士山静岡空港と信州まつもと空港を結ぶ国内チャーター便が計5往復運航されるなど、多くの皆さんにエンブラエル機の素晴らしさを、体感していただけたものと思っております。

そして、いよいよ、5月末日に J A L の大阪最終便が松本の空を後にし、6月1日からは F D A 機が、福岡、札幌へと、松本の空を大きく羽ばたくわけでございますが、この路線を存続するためには、まずは利用の促進を官民挙げて図ることが大切であり、私自身、

6月1日には、福岡からの初便を出迎えた後、その足で札幌への初便に搭乗し、札幌市に赴き、上田札幌市長を始め関係の方々に対し、まつもと空港へのF D Aの就航をP Rするとともに、路線の利用促進について、協力要請をしてまいる予定であります。

利用促進は、一朝一夕には図られないわけですが、県やF D A、地元経済界など関係の皆さんとともに連携をしながら、これまで以上に地元の皆さんの利用促進や、就航先の誘客活動などに努めてまいりますので、議会を始め市民の皆さま方にも、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、クラフトフェアまつもとを中心に開催されております、「工芸の五月」に関連して申し上げます。

クラフトフェアまつもとの開催に合わせて、高い評価を得ている信州松本の城下町に伝わる伝統工芸や、民芸運動に根ざした工芸文化などを、多くの方々に知っていただくために、昨年5月、一カ月間にわたり「工芸の五月」と銘打って、さまざまな関連イベントを開催し、好評を博しましたことから、本年も、4月の終わりから、市美術館での三代沢本寿生誕101年展や、市立博物館での「松本の美 みすず細工」などの開催に合わせて、連携した企画展、ワークショップ企画など多くのイベントが開催されております。

特に、5月29日、30日の2日間は、このフィナーレを飾るビックイベントとして、あがたの森公園で「クラフトフェアまつもと」が開催されるわけですが、このイベントは、全国的にも有名な催しであり、両日とも全国各地から大勢の皆さんが松本を訪れ、あがたの森公園のみならず、街中にも人があふれ、中心市街地の活性化が大いに図られているところでございます。

しかしながら、賑わいの反面、県内外からの多くの車などにより、会場周辺を始め市街地における交通渋滞が大きな課題となっております。

そこで、今年度は、工芸の5月実行委員会と松本市、松本電気鉄道が協力して、この2日間は「マイカーはお休み、バスでまちに出よう！」を合言葉に、「バスD A Y（で）まつもと」と銘打って、渋滞対策に取り組むこととしております。

「バスD A Yまつもと」は、市民を始め県内外からの皆さんに、マイカーではなく路線バスやパークアンドライド駐車場を組み合わせ利用していただくことで、中心市街地へ向かう交通量を減らし、渋滞の解消に努めるとともに、この際合わせて、公共交通の利便性の高さを実感していただき、今後の公共交通の利用につなげることを目的としております。

このような取組みは、県内では初めての試みであり、中心市街地における渋滞対策の試金石でもあると考えており、今後「バスD A Y（で）まつもと」の周知徹底に努めてまいる所存でございますので、議員の皆さんを始め市民の皆さんにも、この2日間はマイカーを使わずに、路線バスをご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日、提案申しあげました議案は、条例1件、財産の取得1件、市道関係2件のほか、専決処分の報告2件の計6件となっております。

条例といたしましては、笹部地区におきまして、新たに地区整備計画を定めるための条例改正を、また、財産の取得といたしましては、（仮称）県1丁目多目的運動広場建設事業用地として独立行政法人農業生物資源研究所から県1丁目の土地を5億5,628万7,

328円で取得しようとするものであり、また、地域再生計画の策定に当たり必要となります市道の認定及び変更についてを、それぞれ提案しております。

このほか、3月31日付けで専決処分をした、地方税法等の改正に伴う市税条例及び国民健康保険税条例の改正について、ご報告申しあげております。

そのほか、議案以外のものとしたしまして、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告3件を、報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申しあげましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(以 上)